

## 6月16日の理事会・評議員会で討議予定の会則および内規の改正案

\*本案は2019年3月16日理事会・評議員会で提示した案に一部追加を加えたものである。

### 経営関連学会会則および内規改正案

(1) 賛助会員に関する経営関連学会協議会「会則」の改正、内規の追加案

現行会則：

(費用の分担)

第4条 本会の活動に必要な費用は、構成学会からの会費および寄付金によって賄われる。

会則改正案：

(費用の分担)

第4条 本会の活動に必要な費用は、構成学会からの会費および寄付金、ならびに賛助会員の会費あるいは寄付金によって賄われる。

2. 賛助会員は、本会の目的に賛同し、事業を支援する個人、法人、又は団体で、内規に定める入会手続きを済ませたものとする。

内規追加案：

7. 賛助会員に関する内規

第1. 本会の目的に賛同し、事業を支援する個人、法人、又は団体は、賛助会員申込書(別表に定める様式)に所定の事項を記入の上、理事長宛に申し込むこと。

第2. 入会申込みがあったときは、理事長は理事会の議を経て承認する。

第3. 賛助会員についての事項は、理事長は直近の評議員会にて報告しなければならない。

第4. 賛助会員の会費については一口50,000円とする。

第5. 賛助会員は代表者を評議員会にオブザーバーとして出席させ、経営関連学会協議会の運営について意見を述べることができる。

\*上記第4から第5は、2019年3月16日の議論により、修正案に追加している。

(2) 入会手続きに関する内規改正案

(現行に対し第2を追加し、現行の第2を第3、第3を第4とする。第3は一部字句修正)

第1. 申込書(別表に定める様式)に所定の事項を記入の上、理事長宛に申し込むこと。

第2. 学会の会則あるいは定款、役員一覧、学会経歴、過去2年間の学会誌、全国大会プログラム等の当該学会の活動を示す資料を提出すること。

ただし、日本学術会議協力学術団体に認定されている学会は提出不要とする。

第3. 本協議会の会費を~~2~~当該会計年度内に納めうること。

なお、以上の内規の追加、変更により、従来の7.（内規の変更）は、8. とする。

（3）会則・内規における和暦・西暦表示の混在を西暦に統一

（4）半角数字、全角数字の混在を統一

原案ではすべて全角に統一（日付表示のみ半角も考えられる）。

（5）会則および内規の改正日時、3月16日から6月15日に修正している。

以上